

流山市農業委員会
平成30年第7回
総会議事録

平成30年7月10日招集

流山市農業委員会

流山市農業委員会平成30年第7回総会議事録

1 期 日 平成30年7月10日(木)

2 場 所 流山市役所301会議室

3 議長名 水代 啓司

4 署名委員 4番 小菅 康男
5番 染谷 一嘉

5 出席委員・推進委員(委員12名/推進委員4名)

1番 鈴木 亨	2番 金子 孝博
3番 中嶋 清	4番 小菅 康男
5番 染谷 一嘉	6番 石井 保
7番 吉田 達弘	8番 岡田 長政
9番 山崎 日出男	10番 小嶋 悦子
11番 小倉 節子	12番 水代 啓司
推進委員 秋元 正	推進委員 酒巻 孝美
推進委員 小林 常男	推進委員 増田 正美

6 欠席委員・推進委員(委員0名/推進委員0名)

7 書記名 副主査 齊藤 恒夫

8 事務局 事務局長 亀山 隆弘
事務局次長 秋元 学
事務局次長補佐 田村 敏一

9 会議目次

(1)議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用) ……………	1
(2)議案第25号 農用地利用集積計画の決定について……………	5
(3)議案第26号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について……………	8
(4)議案第27号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について……………	9
(5)議案第28号 農地所有適格法人報告書の提出について……………	10
(6)報告第16号 合意解約の通知について……………	12
(7)報告第17号 転用許可に伴う工事完了の報告について……………	13
(8)報告第18号 専決処理の報告について……………	13

▲開会 午後3時00分

○水代議長 それでは、ただ今から平成30年第7回流山市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまのところ出席委員は12名中12名で定足数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員より4名出席していることを、ご報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。

流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○水代議長 異議なしと認めます。

4番 小菅委員、5番 染谷委員を指名いたします。

次に、会議書記の指名を行います。

本日の会議の書記として、斉藤副主査を任命いたします。

次に、本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いします。秋元次長。

◎秋元次長 お手元に配布させていただきました議案書を2枚めくっていただき、この議案書の「会議目次」をご覧くださいと思います。

本日、ご審議いただく案件につきましては、議案第24号「農地法第5条の規定による許可申請について」から、議案第28号「農地所有適格法人報告書の提出について」までの5議案について、ご審議いただきたいと思います。

また、報告事項といたしましては、報告第16号「合意解約の通知について」から報告第18号「専決処理の報告について」をご報告させていただきたいと思います。

説明は、以上です。よろしく願いいたします。

○水代議長 ただいまの説明について、何かご質問ございますか。

(なしの声あり)

○水代議長 なしと認めます。

○水代議長 これより議事に入ります。

議案第24号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。秋元次長。

◎秋元次長 議案書の1ページをご覧ください。

議案第24号

農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)

次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

平成30年7月10日提出

議案1番の権利者につきましては、流山市市野谷に住所を有する社会福祉法人です。

申請がありました土地は、流山市美原3丁目の畑5筆で、転用面積は5,669平方

メートルです。

転用目的につきましては、特別養護老人ホーム用地とするもので、この申請地の案内図と計画図につきましては、1ページと2ページにございますので、併せてご参照ください。

なお、当該地の一部については、資材置場用地として一時転用の許可を受けておりましたが、議案書の12ページの2番になりますが、一時転用終了後、農地復元報告書が提出されたところであります。

続きまして、議案2番と3番の権利者につきましては、流山市向小金に住所を有する法人です。

申請がありました土地は、流山市名都借の畑2筆で、転用面積は317.54平方メートルです。

転用目的につきましては、自動車整備工場用地とするもので、この申請地の案内図と計画図につきましては、3ページと4ページにございますので、併せてご参照ください。

続きまして、議案書の2ページをお開きください。

議案4番の権利者につきましては、流山市大字小屋にお住いの方です。

申請がありました土地は、流山市小屋の畑1筆で、転用面積は161平方メートルです。

転用目的につきましては、専用住宅用地とするもので、この申請地の案内図と計画図につきましては、5ページと6ページにございますので、併せてご参照ください。

今月の農地法第5条許可申請につきましては、以上です。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○水代議長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

岡田委員長。

◎岡田委員長 議案第24号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご報告いたします。

今月の案件は、恒久転用によるものが4件であります。

本案については、現地調査と権利者及びその関係者からのヒアリングを行い、審議いたしました。

最初に、議案1番の申請地につきまして、前方の地図でご説明いたします。申請地は、東武線江戸川台駅の北西約1.1キロメートルに位置し、周囲は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。

移転の原因は賃借権の設定で、転用目的は100名収容の特別養護老人ホームを建設しようとするものでございます。

申請者は流山市市野谷に住所を置く社会福祉法人で、平成25年に設立されています。事業内容は、特別養護老人ホームの経営、保育所の経営等で、埼玉県及び本市に保育園を開設しております。

申請理由については、高齢化の問題に対して地域貢献したいことから特別養護老人ホームを建設するため、申請がなされたものです。

次に、前方の土地利用計画図で事業計画の概要について、ご説明いたします。

土砂等の流出対策については、場内空地はアスファルト舗装及び植栽地とし、外柵を施工して流出を防ぐ計画です。また、排水対策については、雨水は雨水貯留施設を設置し、汚水及び雑排水は公共下水道に接続する計画とのことでした。

次に、申請地の現況につきましては、写真のとおりで、申請地周辺につきましては、畑及び宅地となっています。

次に、資金計画ですが、土地の賃借料は約540万円で、建設費及び整備費が約13億円で、自己資金、借入金、補助金で賄うとのことで、金融機関発行の残高証明書、社会福祉機構への融資申込書及び県等の補助金関係書類が添付されています。

次に、他法令につきましては、都市計画法が該当し、現在手続き中です。

続きまして、議案の2番と3番は、権利者が同一で一体の案件であることから一括して、ご報告いたします。

申請地につきまして、前方の地図でご説明いたします。

申請地は、JR常磐線南柏駅の西約1キロメートルに位置し、周囲は市街地化の傾向が著しく、学校、保育園等の公共施設・公益施設が整備されている区域にある農地であることから、第3種農地と判断いたしました。

移転の原因は将来的には、代替地ということで売買を考えているが、現在は使用貸借権を設定するものであります。

転用目的は自動車整備工場を建設しようとするものでございます。

次に、申請者は流山市向小金に住所を置く法人で、事業は平成8年から開始しているとのことです。事業内容は、自動車の整備、修理等であります。

申請理由については、名都借跨線橋拡幅工事に伴い、事業所を立ち退くこととなり、その代替地として整備工場を建設するため、申請がなされたものです。

次に、前方の土地利用計画図で事業計画の概要について、ご説明いたします。土砂等の流出対策については、周囲をブロック及び型枠ブロックで囲い、流出を防ぐ計画です。また、排水対策については、雨水は雨水浸透施設を設置し、汚水等は公共下水道に接続する計画とのことでした。

次に、申請地の現況につきましては、写真のとおりで、申請地周辺につきましては、畑及び宅地となっています。

次に、資金計画ですが、建設費等が約2,700万円で、母親からの借入金で賄うとのことで、母親名義の金融機関発行の残高証明書、母親からの承諾書が添付されています。

次に、他法令につきましては、都市計画法が該当し、現在手続き中です。

続きまして、議案4番の申請地について、前方の地図でご説明いたします。

申請地は、東武線江戸川台駅の南西約1.4キロメートルに位置し、周囲は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農

地と判断いたしました。

移転の原因は使用貸借でございまして、転用目的は専用住宅を建設しようとするものでございます。

権利者は、流山市大字小屋にお住まいの方で、年齢は50歳です。

申請理由については、長女と同居するにあたり、現在の住まいでは手狭となることから、申請がなされたものです。

次に、前方の土地利用計画図で事業計画の概要について、ご説明いたします。木造2階建ての個人住宅を建築する計画です。土砂等の流出対策については、コンクリートブロック等により流出を防ぐ計画です。また、排水対策については、雨水は浸透枳により集水、汚水及び雑排水は合併浄化槽により処理後、既設の側溝に放流するとのことでした。

次に、申請地の現況につきましては、写真のとおりで、申請地周辺につきましては、住宅地及び畑となっております。

次に、資金計画ですが、建設費等が約1,400万円、全て母親からの生前贈与で賄う計画で、母親名義の金融機関発行の残高証明書、母親の承諾書が添付されております。

次に、他法令につきましては、都市計画法が該当し、現在手続き中です。

以上、権利者及び申請関係者からのヒアリングや現地調査を基に、農地法第5条の許可基準である「立地基準」や申請目的実現の確実性、周辺農地への影響、資金力、他法令の許可の見込みなどの「一般基準」に基づき審査を行ったところ、本案については、それぞれ許可基準に適合していると認められたため、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○水代議長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

◆9番(山崎委員) 議案2番・3番についてですが、近くに小学校がありますが、工事施工中の交通安全対策はどのような対応を取られるのですか。

◎岡田委員長 教育委員会と相談をして、登下校時の通学時間帯に配慮し、誘導員を配置するなどの安全対策を講じることです。

◎事務局 田村次長補佐 工事に際して、万全を期すとのことでした。

◆(水代議長) 私からも質問します。同じく2番・3番についてですが、資金計画において、母親からの借入金で賄うと説明がありましたが、申請者は法人です。本来は法人の資金計画を要するものと考えられますが、何か関連がありますか。

◎事務局 田村次長補佐 当該議案に接する道路の延長線上の名都借跨線橋拡幅工事に伴い、移転補償の対象となった土地・建物所有者が母親であり、その関係で母親からの資金借入れとなった経緯です。

○水代議長 ほかにご質問ございませんか。

(なしの声あり)

○水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第24号について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第24号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代議長 次に、議案第25号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。秋元次長。

◎秋元次長 議案書の3ページをご覧ください。

議案第25号

農用地利用集積計画の決定について

次のとおり、農用地利用集積計画案について審議を求める。

平成30年7月10日提出

議案1番から次ページの議案3番につきましては、関連がありますので、一括して説明いたします。

権利者は、流山市中にお住いの方で、職業は農業です。

対象となる農地は、流山市南にあります田2筆及び畑2筆で、合計面積は2,206平方メートルです。

利用権の設定期間は、議案1番は新規により3年間、議案2番と3番は更新により6年間で、移転の原因は、賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、7ページと8ページにございますので、併せてご参照ください。

続きまして、議案4番から次ページの議案6番につきましては、関連がありますので、一括して説明いたします。

権利者は、流山市野々下にお住いの方で、職業は農業です。

対象となる農地は、流山市名都借にあります畑3筆で、合計面積は3,534平方メートルです。

利用権の設定期間は、更新により3年間で、移転の原因は、賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、9ページと10ページにございますので、併せてご参照ください。

続きまして、議案書の6ページをお開きください。

議案7番の権利者は、埼玉県吉川市に住所を有する農事組合法人です。

この法人は、昭和60年に設立され、米・野菜類の生産販売、農作業の受託等の事業を行っています。

対象となる農地は、流山市西深井及び平方にあります田3筆で、合計面積は2,052平方メートルです。

利用権の設定期間は、更新により6年間で、移転の原因は、使用貸借です。

本件の議案案内図につきましては、11ページと12ページにございますので、併せてご参照ください。

今月の農用地利用集積は、以上の7件です。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○水代議長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

岡田委員長。

◎岡田委員長 議案第25号「農用地利用集積計画の決定について」ご報告いたします。

今月の案件は、新規が1件、更新が6件であります。

議案の1番から3番は、同一権利者の案件であることから、一括してご報告いたします。

議案の1番は新たに3年間、議案の2番と3番は引き続き6年間の利用権を設定しようとするものであります。

権利者の職業は農業で年齢は40歳でございます。農業従事者は4名で、農業従事日数は300日であります。

申請地については、写真のとおりで、田植え済み及びネギが作付け中の状態でした。

続きまして、議案の4番から6番についても、同一権利者の案件であることから、一括してご報告いたします。

議案の4番から6番は、引き続き3年間の利用権を設定しようとするものであります。

権利者の職業は農業で年齢は37歳でございます。農業従事者は1名で、農業従事日数は300日であります。

申請地については、写真のとおりで、耕起済みの状態でした。

続きまして、議案の7番は、引き続き6年間の利用権を設定しようとするものであります。

権利者は、埼玉県吉川市に住所を有する農事組合法人でございます。農業従事者は6名で、耕作面積は約12ヘクタールであります。

申請地については、写真のとおりで、田植え済みの状態でした。

以上のことをもとに審議しましたところ、計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をいずれも満たしております。

よって、本案につきましては、全会一致をもって、承認相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○水代議長 ありがとうございます。

なお、本案の4番と5番については、増田委員に関する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に準じ、関係委員の退席を願い、審議いたします。増田委員の退席を求めます。

(午後3時18分 増田委員退席)

○水代議長 これより、本案の4番と5番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第25号の4番と5番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第25号の4番と5番については、承認することに決定いたしました。

増田委員の除斥を解きます。

(午後3時20分 増田委員入室)

○水代議長 次に、本案の1番から3番、6番と7番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

◆(小林推進委員) 7番の賃料は書かれていないのですが、いくらですか。

◎農業委員会事務局 田村次長補佐 無料です。

◆(小林推進委員) 賃料が無料でも、農地所有者は水利権などを負担している訳だから、賃料等は貰った方がいいと個人的に思います。

○水代議長 その辺の権利関係等はどうなっていますか。

◎農業委員会事務局 田村次長補佐 水利権の負担のほかに、農地の固定資産税も課税されています。

◆(増田推進委員) 今後、賃料無料が条件でないと耕作しないということになると、農地所有者が不利益を被るのではないのですか。

◎農業委員会事務局 亀山局長 県内の利用集積事業の賃料状況について、調査してご報告したいと思います。

◆1番(鈴木委員) 県内ばかりではなく、近隣も調べてみていただけますか。

◎農業委員会事務局 亀山局長 分かりました。

○水代議長 今回の契約更新については、決定内容だと思われませんが、貸す方も選びましょう。

◆2番(金子委員) 西深井の農地にも同じ法人が大きな機械を入れて耕作しています。

○水代議長 次回の全員協議会のテーマとして協議しましょう。

ほかにご質問ございませんか。

(なしの声あり)

○水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第25号の1番から3番、6番と7番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第25号の1番から3番、6番と7番について承認することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代議長 次に、議案第26号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。秋元次長。

◎秋元次長 議案書の8ページをお開きください。

議案第26号

農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について
次のとおり、現況証明願があったので審議を求める。

平成30年7月10日提出

申請者は、流山市名都借にお住まいの方です。

申請がありました土地は、流山市名都借の畑1筆、面積は240平方メートルです。
変更後の地目につきましては、宅地であります。

次に、本件につきましては登記簿上の地目は畑となっておりますが、現況は宅地として、20年以上経過していることから、このたび、登記簿上の地目を現況の地目に合わせるために、証明願の提出があったものでございます。

次に、本件の議案案内図につきましては、13ページと14ページにございますので、ご参照ください。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○水代議長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

岡田委員長。

◎岡田委員長 議案第26号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」ご報告いたします。

本案についても、審議に先立ち現地調査を行っております。

はじめに、申請地につきまして、前方の地図でご説明いたします。申請地は、JR常磐線南柏駅の西約1キロメートルに位置している土地でございます。

申請者が昭和55年に相続により取得した土地で、昭和45年以前から、宅地として利用されていたとのことでした。今回の願出書の提出に当たっては、現在表示しております昭和45年4月に撮影された航空写真が添付されておりました。

次に、申請目的につきましては、登記簿上の地目は畑となっておりますが、現況と異なることから、地目を一致させるため、願出があったものであります。現地調査を行ったところ、現況は写真のとおり宅地の状況となっていることを確認いたしました。

以上のことをもとに審議したところ、本件土地については、今から20年以上は、宅地として利用されていることが確認できるため、本案については、全会一致をもって証明相当という結論に達しました。

以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

○水代議長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

◆1番(鈴木委員) この案件は、先の議案第24号の第2番・3番との関連はありますか。

◎農業委員会事務局 田村次長補佐 (スクリーン画面で図面を映しながら) 土地所有者は2番と同一者で位置的には連なっている状況であります。

○水代議長 ほかにご質問ございませんか。

(なしの声あり)

○水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第26号について、証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第26号については、証明することに決定いたしました。

○水代議長 次に、議案第27号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。秋元次長。

◎秋元次長 議案書の9ページをご覧ください。

議案第27号

生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について

生産緑地法に係る買取り申出に伴う農業の主たる従事者の証明事務の処理に関する規程に基づく証明願を次のとおりとする。

平成30年7月10日提出

はじめに、本案につきましては、市街化区域内にある生産緑地の指定を受けている農地について、今まで農作業を中心に行っていた方の死亡を理由に農業の継続が困難になったため、今回の買取り申出の際に必要な主たる従事者証明願の提出があったものです。

申請者は、柏市南柏にお住いの方他2名であります。

申請がありました土地は、流山市古間木にあります畑1筆、面積は852平方メートルで、現在、土地区画整理事業中の土地であり、仮換地面積は489平方メートルです。

次に、買取り申出事由の生じた方につきましては、母親で、母親の死亡を原因に、「農業の主たる従事者についての証明願」の提出があったものでございます。

また、この案件の議案案内図につきましては、15ページにございますので、併せてご参照ください。

今月の生産緑地に係る主たる従事者証明は、以上の1件です。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○水代議長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

岡田委員長。

◎**岡田委員長** 議案第27号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」ご報告いたします。

本案につきましても、現地調査と申請関係者からのヒアリングを行っております。

はじめに、申請地につきまして、前方の地図でご説明いたします。申請地につきましては、つくばエクスプレス線流山セントラルパーク駅の西約400メートルに位置しており、運動公園周辺地区一体型特定土地区画整理事業区域内の土地でございます。

買取申出事由の生じた方につきましては、申請者の母親です。

申請地が仮換地指定される亡くなる以前は、家庭菜園程度の農作業に従事していたということです。

しかし、この方が平成26年11月に亡くなり、農業経営の中心となる方が不在となったことにより、使用収益が開始されたとしても農業経営は不可能であるため、相続人である申請者より証明願の申請がなされたものです。

申請地については、現在、土地区画整理事業中であり、使用収益が停止の状態でした。

また、生産緑地が解除された場合の利用計画についてお聞きしたところ、住宅地として売却を考えているとのことでした。

以上のことを基に審議したところ、本案については、買取申出事由の生じた方が亡くなる前は、農業経営の中心として従事しており、その方が死亡したことにより、農業経営が不可能になったと客観的に認められることから、全会一致をもって、証明相当という結論に達しました。

以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

○**水代議長** ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○**水代議長** 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第27号について、証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第27号については、証明することに決定いたしました。

○**水代議長** 次に議案第28号「農地所有適格法人報告書の提出について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。秋元次長。

◎**秋元次長** 議案書の10ページをお開きください。

議案第28号

農地所有適格法人報告書の提出について

農地法第6条第1項の規定による報告が、次のとおりあったので意見を求める。

平成30年7月10日提出

農地所有適格法人につきましては、事業年度の終了後3か月以内に、毎年、農地所有適格法人報告書を農業委員会に提出しなければならないと農地法で規定されておりますことから、報告書の提出があったものであります。

今回、報告がありました農地所有適格法人は、千葉県富里市にあります法人です。

報告がありました事業年度は、平成29年3月1日から平成30年2月28日までの1年間です。

皆様のお手元に配付させていただきました様式例第5号の3「農地所有適格法人要件確認書」という資料をご覧くださいと思います。

この資料につきましては、法人から提出いただきました報告書をもとに、農地所有適格法人要件確認書を作成しております。

確認書の表に、平成30年5月31日と書かれている欄が、今回、報告のあった箇所ですので、この欄を縦にご覧ください。

経営面積についてですが、面積は12.2ヘクタール、うち流山市内3.4ヘクタールです。

次に、法人形態についてですが、非公開の株式会社となっております。

次に、事業の種類については、農産物の生産・加工・販売等です。

次に、売上高についてですが、全体の売上高に対し、農業に関する売上げが占める割合は、100パーセントとなっております。

よって、売上高の半分以上は農業に関する売上げで占めておりましたので、売上高の要件について、適合としております。

次に、議決権については、議決権を行使できる株の95%が農業常時従事者の株であり、また、業務執行役員につきましては、役員5名の方が農業に常時150日以上従事しておりました。

以上のことから、農地所有適格法人としての必要な要件はそれぞれ備えていますので、適合とさせていただきます。

当該法人の議案案内図につきましては、16ページから19ページになります。

ご説明につきましては、以上です。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○水代議長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

岡田委員長。

◎岡田委員長 議案第28号「農地所有適格法人報告書の提出について」ご報告いたします。

本案については、農地法第6条の規定により『農地所有適格法人は、毎年、事業の状況などを、権利を有している農地を所管する農業委員会に報告しなければならない。』と定められています。

また、『農業委員会は、その報告に基づき、農地所有適格法人がその要件を満た

さなくなるおそれがあると認めるときは、その法人に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。』とされています。

農地所有適格法人の要件としては、法人形態要件、事業要件、構成員要件、議決権要件、役員要件があり、各要件についての適否を点検するものでございます。

この要件は、設立の時に満たされるだけでなく、設立後も満たされていることが必要で、農地所有適格法人は、農地の権利を取得した後も、この要件に適合していることを確保するため、毎事業年度の終了後3か月以内に、事業の状況等を農業委員会に報告することが義務づけられているところでございます。

このため、本案については、配付資料の農地所有適格法人要件確認書に基づき審査を行ったところ、いずれの要件にも適合していることを確認したため、全会一致をもって、承認相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく、ご審議をお願いします。

○水代議長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第28号について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第28号については、承認することに決定いたしました。

○水代議長 次に、報告第16号「合意解約の通知について」報告を求めます。

秋元次長。

◎秋元次長 議案書の11ページをご覧ください。

報告第16号

合意解約の通知について

農地法第18条第6項の規定により、次のとおり通知があったので報告する。

平成30年7月10日報告

合意解約が行われました農地につきましては、流山市名都借にあります畑2筆、面積は192.54平方メートルで、合意解約通知書の受付日は、本年6月22日であります。

また、当該農地については、農地の一部が道路拡幅用地及び議案第24号の3番の自動車整備工場用地に転用されるため、解約されたものです。

この報告の議案案内図につきましては、20ページにありますので、ご参照ください。

今月の合意解約のご報告につきましては、以上です。

よろしく願い申し上げます。

○水代議長 ただいま報告がありました。ご意見、ご質問がございましたら承ります。

(なしの声あり)

○水代議長 特にないようですので、次に進みます。

○水代議長 次に、報告第17号「転用許可に伴う工事完了の報告について」報告を求めます。秋元次長。

◎秋元次長 議案書の12ページをお開きください。

報告第17号

転用許可に伴う工事完了の報告について
農地転用許可に伴う工事完了を確認したので、報告する。

平成30年7月10日報告

1番につきましては、本年4月の総会で審議がなされ、4月12日付けで、許可となった案件であります。

案内図及び竣工図につきましては、議案案内図の21ページと22ページにございます。

また、本件につきましては、先月15日に、小嶋委員、中嶋委員にご確認をいただきました。

続きまして、2番につきましては、昨年4月の総会で審議がなされ、同年5月16日付けで、一時転用の許可となった案件であります。

案内図及び平面図につきましては、議案案内図の23ページと24ページにございます。

また、本件につきましては、委員改選前の旧第3小委員会で審議されました案件のため、先月21日に山崎委員、酒巻委員に、ご確認をいただきました。

最後に、現地確認した際の写真につきまして、スライドにしておりますので、併せてご参照ください。

今月の転用許可に伴う工事完了報告は、以上の2件です。

よろしく願いいたします。

○水代議長 ただいま報告がありました。ご質問、ご意見がございましたら承ります。

◆7番(吉田委員) 2番については、会社が倒産していますね。

◎農業委員会事務局 田村次長補佐 会社が倒産しましたので、別の会社で現況に復元したとのこと。

○水代議長 よろしいですか。特にないようですので、次に進みます。

○水代議長 次に、報告第18号「専決処理の報告について」報告を求めます。

秋元次長。

◎秋元次長 議案書の13ページをご覧ください。

報告第18号

専決処理の報告について
流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理し

たので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年7月10日報告

最初に、1の農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、ご報告いたします。

今月の農地法第4条の届出のご報告は、13件、19筆、面積7,589.35平方メートルです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

次に、2の農地法第5条第1項第6号の規定による届出です。

今月の農地法第5条の届出のご報告は、58件、1,229筆、面積652,488.25平方メートルです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

続きまして、議案書の14ページをお開きください。

今月報告の農地法第4条・第5条届出の集計表を記載しております。

第4条につきましては、住宅用地が7件、水道用地が2件、その他の建物施設用地が4件の計13件の届出がありました。

第5条につきましては、マンションの区分所有を除く住宅用地が21件、マンションの区分所有が34件、工鉱業用地が1件、その他の建物施設用地が2件の計58件の届出がありました。

今月の専決処理のご報告は、以上です。よろしく申し上げます。

○水代議長 ただいま報告がありました。ご質問、ご意見がございましたら承ります。
(なしの声あり)

○水代議長 ないようですので、次に進みます。

○水代議長 以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって、平成30年第7回流山市農業委員会総会を終了いたします。

慎重審議をいただき、ありがとうございました。

△閉会 午後3時57分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

平成30年7月10日

流山市農業委員長

水代啓司

流山市農業委員会委員

小菅康男

流山市農業委員会委員

奈良一喜